

歴史上にみる歯科法医学の社会貢献

Historical contribution to society of forensic odontology

日本大学歯学部法医学講座

小 室 歳 信

Department of Legal Medicine, School of Dentistry, Nihon University

Toshinobu Komuro

今、歯科法医学を取り巻く環境が大きな改革期を迎えている。時津風部屋力士暴行事件を契機として、死因究明の体制整備を積極的に進めることを目的に、政府は警察庁に平成 22 年 1 月、「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」を発足させた。平成 23 年 4 月に提出された報告書を基に、平成 24 年 6 月 15 日に警察新法 2 法案が参議院で可決、同月 22 日に公布され、平成 25 年 4 月から施行される。これらの法案が制定される間、歯学教育コア・カリキュラムが、さらには歯科医師国家試験出題基準がそれぞれ改正され、いずれも歯科法医学が採用されている。この度は、事件や事故にかかわる鑑定の経験から歯科法医学の変遷とその社会貢献について振り返ってみた。

■創設期（講座開設期）

歯学系大学における歯科法医学にかかわる講座の開設は、昭和 39 年 4 月 1 日、東京歯科大学歯科法医学研究室（鈴木和男助教授、現：法歯学講座）が初めてである。ついで、同年 5 月 1 日、日本大学歯学部法医学教室（向井 敏兼任講師、慶應義塾大学医学部法医学教室在籍、現：法医学講座）、さらには昭和 43 年 4 月 1 日、神奈川歯科大学法医学教室（山本勝一教授、現：社会医歯学系社会歯科学講座法医学分野）が設置され、大学において教育、研究および鑑定が行われるようになった。

これに至るまでの間には、歯科法医学研究の推進を目的に東京医科歯科大学に有志 13 名が集まり、飯野輔司（愛知県内の歯科技工士学校）、鈴木和男、中嶋八良（東京医科歯科大学医学部法医学

教室）、西村恒一（日本歯科大学口腔外科学教室）および山本勝一（警察庁科学警察研究所）の 5 氏が世話人となって、昭和 35 年 2 月 13 日、「歯科法医学談話会」が設立された。同年 6 月 25 日、第 1 回歯科法医学談話会が東京歯科大学において開催され、古畑種基教授（東京医科歯科大学医学部法医学教室）による「歯科法医学の重要性について」と題する特別講演が行われた。

■改革第 1 期（警察歯科医会開設期）

昭和 45 年以降、群馬県では連続婦女暴行殺人事件や連合赤軍リンチ事件などの多数死事例が相次いで発生し、県警察本部では捜査上、犠牲者の身元確認が急務とされた。それ以降、犯罪捜査のためには検視作業への協力体制の確保が喫緊の課題と捉えられた。そこで、昭和 59 年 2 月、医師と歯科医師の協力のもとに「群馬県警察医会」が発足した。奇しくも翌 60 年 8 月 12 日、日本航空機が群馬県御巢鷹山々中に墜落・炎上し、乗員・乗客合わせて 520 名に及ぶ死者が出るという、単独機としては最大級の事故が発生した。犠牲者の身元確認に資する手段として、歯科所見が非常に有効であることが国民に認知されると同時に、警察医会の存在も大きく取り上げられた。この時の身元確認作業の経験が、現在の作業手順等へ多大なる影響を与えることになる。この事故を契機として、名称は様々であるが、いわゆる「警察歯科医会」が各県歯科医師会に順次設置され、大規模災害時のみならず、平時の事案においても歯科所見からの身元確認を通して警察行政に貢献するようになった。

■改革第2期（講座開設第2期）

歯学系大学を卒業後、医学系大学法医学教室へ進み研鑽を積む歯科医師が増えつつあるなか、航空機墜落事故、トンネル崩落事故、大地震およびホテル火災などのほか、犯罪等にかかわる事案が多発し、犠牲者の歯科所見からの身元確認の機会も増加しつつあった。先の「歯科法医談話会」は設立されて以降、その活動についての詳細は不明である。

平成4年4月、佐藤慶太（東京医科歯科大学医学部法医学教室）と山田良広（神奈川歯科大学法医学教室）が中心となり、大学院生を核とした若手研究者の集い・報告会「法医学歯科研究会」が設立された。報告会は年2回開催され、若手研究者の育成に功を奏したといえよう。平成18年12月16日、第28回目の研究会を新たな学会活動への説明会とし、「法医学歯科研究会」を発展的に解散した。

この間、歯学系大学において法医学にかかわる研究機関として、平成10年5月1日には日本歯科大学歯科法医学センター（都築民幸教授、現：生命歯学部歯科法医学センター）、平成12年4月1日には東京医科歯科大学歯学部法歯学講座（着任後まもなく教授が逝去され、現在、名称のみ残る）、平成15年4月1日には東京歯科大学法人類学研究室（橋本正次助教授）、同年11月1日には明海大学歯学部歯科法医学センター（田島義文准教授）、平成16年4月1日には鶴見大学歯学部法医学研究室（佐藤慶太講師）が設置された。

■改革第3期（新学会設立期）

医学系・歯学系大学において法医学を専攻する歯科医師が増え、また各県歯科医師会における警察歯科医会の活動が定着してきたことも相俟って、歯科領域における法医学にかかわる学会設立の機運が高まってきた。そこで、委員長を小室歳信、委員を今井忠之（長崎県警察嘱託歯科医会）、櫻田宏一（警察庁科学警察研究所）、佐藤慶太、高橋雅典（東邦大学医学部兼任講師）、田島義文、都築民幸、花岡洋一（東京歯科大学法歯学講座）、水口清（同）、山田良広および齊藤久子（千葉大学大学院医学研究院法医学教室）として、「歯科に関する法医学の未来を拓く新しい学会のための設立準備委員会」を立ち上げた。平成18年12月16

日、歯科医と法律、歯科医療安全および警察歯科活動を柱とする「日本法歯科医学会」設立に向けた説明会が東京都歯科医師会館で開催された。

平成19年4月21日、江藤一洋日本歯科医学会会長、近藤勝洪日本歯科医師会副会長（大久保満男会長代理）、中園一郎日本法医学会理事長および佐久間正法警視庁刑事部捜査第一課長を来賓としてお迎えし、「社会の安全・安心のために」をスローガンとして日本歯科医師会館で設立記念大会が開催された。

■改革第4期（新法制定期）

犯罪死を見逃したとされた時津風部屋力士暴行事件を契機とし、平成22年1月、警察庁に「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」が設置された。その研究会において、身元不明死体の身元確認に歯科所見の有用性、重要性が再確認された。平成23年4月に報告書が完成し、菅直人首相はこれを基に、同年7月26日、第18回犯罪対策閣僚会議を開催し、警察法にかかわる新法の制定も視野にさらなる検討を指示した。そして平成24年6月15日、「死因究明等の推進に関する法律」と「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」の2法案が参議院で可決された。特筆すべきは、法医学に関する教育と研究の拠点の整備ならびに死因究明等にかかわる人材、すなわち歯科法医学者の育成と資質の向上が法規定されたことであり、また身元確認にあたり歯科医師に対して立会い、歯牙の調査の協力を求めることができると条文化されたことである。

この間、歯学教育の現場でも大きな変化がみられた。平成23年1月、歯学生が卒業までに最低限履修すべき教育内容をまとめた歯学教育コア・カリキュラム（改定案）とパブリックコメントの募集が文科省ホームページに掲載された。そこで、歯学系大学で法医学の教鞭を執る教員の連名で応募したところ、議事として採択され、3月31日、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—（平成22年度改訂版）」が公表されるに至り、社会の状況を鑑みて虐待と歯科所見からの身元確認にかかわる事項が新たに追加された。さらに平成24年4月には、同26年歯科医師国家試験以降、歯科法医学にかかわる問題が

出題されることが決定した。

このように、半世紀の間に歯科法医学を取り巻く環境が大きくなるとなると急速に変わりつつあることが分かる。まだまだ若い学問ではあるが、今や、歯科所見やDNA鑑定による身元不明

者の識別にはきわめて信頼性が高く、警察捜査や裁判等においても中心的な役割を果たす地位を占めるまでに成長してきた。歯科法医学の変遷を勝手ながら5期に分けて紹介したいと考えている。